

労働者派遣をしようとするときの明示（法第31条の2第3項）（例）

■■■■ 様

（事業所名）

（許可番号）

次の条件で労働者派遣を行います

|                                                                                                    |                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協定対象派遣労働者であるか否か                                                                                    |                                                                                             |
| <input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者ではない <input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者である（当該協定の有効期間の終了日： 年 月 日） |                                                                                             |
| 賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く。）の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期に関する事項                                        |                                                                                             |
| 1 基本賃金                                                                                             | イ 月給（ 円）、ロ 日給（ 円）<br>ハ 時間給（ 円）、<br>ニ 出来高給（基本単価 円、保障給 円）<br>ホ その他（ 円）<br>ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 |
| 4 賃金締切日                                                                                            | （ ）－毎月 日、（ ）－毎月 日                                                                           |
| 5 賃金支払日                                                                                            | （ ）－毎月 日、（ ）－毎月 日                                                                           |
| 6 賃金の支払方法                                                                                          | （ ）                                                                                         |
| 2 諸手当の額又は計算方法                                                                                      | イ（ 手当 円 / 計算方法： ）<br>ロ（ 手当 円 / 計算方法： ）<br>ハ（ 手当 円 / 計算方法： ）<br>ニ（ 手当 円 / 計算方法： ）            |
| 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率                                                                     | イ 所定時間外、法定超 月60時間以内（ ）%<br>月60時間超 （ ）%<br>所定超 （ ）%<br>ロ 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）%<br>ハ 深夜（ ）%   |
| 昇給・賞与・退職手当の有無                                                                                      |                                                                                             |
| ・ 昇 給 （ 有 （時期、金額等 ） ， 無 ）<br>・ 賞 与 （ 有 （時期、金額等 ） ， 無 ）<br>・ 退職手当 （ 有 （時期、金額等 ） ， 無 ）               |                                                                                             |
| 休暇に関する事項                                                                                           |                                                                                             |
| 1 年次有給休暇                                                                                           | 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無）→ ヶ月経過で 日<br>時間単位年休（有・無）                                |
| 2 代替休暇                                                                                             | （有・無）                                                                                       |
| 3 その他の休暇                                                                                           | 有給（ ）<br>無給（ ）                                                                              |
| ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条                                                                           |                                                                                             |